

株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>（区分口座の開設申請の手続）</p> <p>第13条 規程第19条第4項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「区分口座開設申請書」という。）とする。</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p>（機構からの通知等に係る電磁的方法）</p> <p>第34条 規程第34条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>（1）規程第34条第1項第1号の通知 次に掲げる方法</p> <p>イ <u>振替株式等の発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人。以下この条において「発行者等」という。）</u> 受益権原簿管理人、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社の機構が提供する統合Web機能を利用するための端末装置（以下「統合Web端末」という。）への出力</p> <p>ロ 振替株式等の発行者等、受益権原簿管理人、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社のコンピュータ・システムと機構のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって機構が適当と認めるもの（以下「ファイル伝</p>	<p>（区分口座の開設申請の手続）</p> <p>第13条 規則第19条第4項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「区分口座開設申請書」という。）とする。</p> <p>（1）～（9）（略）</p> <p>（機構からの通知等に係る電磁的方法）</p> <p>第34条 規程第34条第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>（1）規程第34条第1項第1号の通知 次に掲げる方法</p> <p>イ 機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社の事務所又は機構が認めた場所に設置する機構が提供する統合Web機能を利用するための端末装置（以下「統合Web端末」という。）への出力</p> <p>ロ 振替株式等の発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には、<u>株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人</u>）、受益権原簿管理人、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社のコンピュータ・システムと</p>

送」という。)

ハ ファイル伝送以外の、振替株式等の発行者等、受益権原簿管理人、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社のコンピュータ・システムと機構のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法であって機構が適当と認めるもの(以下「オンライン・リアルタイム接続」という。)

ニ 振替株式等の発行者等、受益権原簿管理人、機構加入者又は受託会社の機構が提供する加入者情報の通知その他の機能を利用するための端末装置(以下「加入者情報Web端末」という。)への出力

ホ 株式会社東京証券取引所が運用するTarget システムのうち振替株式等の発行者、機構加入者又は間接口座管理機関が電磁的方法によりアクセスすることによって通知の受領、通知の発出その他の機能が提供する機能を利用するための保振サイトと称するもの(以下「Target 保振サイト」という。)を通じ

機構のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって機構が適当と認めるもの(以下「ファイル伝送」という。)

ハ ファイル伝送以外の、振替株式等の発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)、受益権原簿管理人、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社のコンピュータ・システムと機構のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法であって機構が適当と認めるもの(以下「オンライン・リアルタイム接続」という。)

ニ 振替株式等の発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)、受益権原簿管理人、機構加入者又は受託会社の事務所又は機構が認めた場所に設置する機構が提供する加入者情報の通知その他の機能を利用するための端末装置(以下「加入者情報Web端末」という。)への出力

ホ 株式会社東京証券取引所が運用するTarget システムのうち振替株式等の発行者、機構加入者又は間接口座管理機関が電磁的方法によりアクセスすることによって通知の受領、通知の発出その他の機能が提供する機能を利用するための保振サイトと称するもの(以下「Target 保振サイト」という。)を通じ

<p>て通知をする方法（以下「Target 保振 サイト接続」という。）</p> <p>( 2 ) ~ ( 5 ) （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>て通知をする方法（以下「Target 保振 サイト接続」という。）</p> <p>( 2 ) ~ ( 5 ) （略）</p> <p>2 （略）</p>
--	--

## 2 附 則

この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

以 上